

税金

私たちが住みよい環境のもとに生活するうえで、市税の果たす役割は重要です。市税は次のような仕組みになっています。

市税のしくみ

問>税務課市民税係 ☎893-4411 (内線225～228)

宜野湾市の市税の種類

宜野湾市の市税の種類は、次の5種類の税があります。

- 1.市 民 税
 - 2.固定資産税
 - 3.軽自動車税
 - 4.市たばこ税
 - 5.入 湯 税
- 個人市民税
● 法人市民税

市民税は、個人市民税・法人市民税に分かれ、個人市民税は、県民税と一緒に市県民税として徴収し、その中の県民税を県へ支払っております。

次の方は市県民税がかかります。

1月1日現在、宜野湾市に住んでいて、前年中に所得のあった方
※市内に店舗や家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者(均等割のみ)

次の方は市県民税がかかりません。

- ①均等割も所得割もかからない方
(ア)生活保護によって生活扶助を受けている方
(イ)障がい者、未成年者、寡婦(夫)で前年中の所得が125万円以下(給与所得者の年収に直すと204万4,000円未満)だった方
- ②均等割がかからない方
前年中の合計所得金額が市税条例で定める金額以下の方
- ③所得割がかからない方
前年中の総所得金額が市税条例で定める金額以下の方

市県民税の申告

前年中に給与、事業等の所得があった方は3月15日までに申告をしなければなりません。
※給与所得だけの方で、勤務先(会社等)から1月末日までに給与支払報告書を提出された方や税務署へ所得税の確定申告をした方は申告の必要はありません。

市県民税の納付方法

問>納税課 ☎893-4411 (内線246)

- 市県民税の納付方法は次の2通りです。
- ◎普通徴収…市から送られた納税通知書によって直接金融機関または、コンビニで納めます。
※コンビニで納付できるのは、バーコード印字がされている納付書で、納付期限内のものに限ります。
- ◎特別徴収…勤務先(会社等)で給料から差し引いて納めます。

法人市民税

会社等にかかる市民税のことをいいます。均等割額と法人税割額を決算期後2カ月以内に自主申告していただき、同時に納付していただきます。
※均等割額は、会社の資本金、従業員数によって算出します。
※法人税割額は、法人税額(国税)によって算出します。

市県民税の計算方法

市県民税は、所得に応じて負担する所得割と、均等に負担する均等割の合計額です。

所得割の税額の計算方法…課税標準額×税率

※課税標準額は、前年中の所得から所得控除(基礎控除、扶養控除等)を除いたもの

本市の市民税の均等額は、年額3,500円になります。県民税の均等額は、年額1,500円です。

※平成26年度から平成35年度まで各年度分(10年間)

調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除額(基礎控除、扶養控除等)の差に基づく負担額を調整するため、次の算式により求めた金額を所得割額から控除します。

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合
アまたはイのいずれか少ない金額5%(道府県民税2%、市町村民税3%)
(ア)人的控除額の差の合計額
(イ)合計課税所得金額
- ②合計課税所得金額が200万円を超える場合
ア～イを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5%
(ア)人的控除額の差の合計額
(イ)合計課税所得金額から200万円を控除した金額

軽自動車税

問>税務課税制係 ☎893-4411 (内線221～223)

軽自動車税について

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車(これらを軽自動車等といいます)に対してかかる税です。毎年4月1日(賦課期日)現在、市内で原動機付自転車、軽自動車等を所有する人に課税されます。

税率

原付、軽2輪及び小型2輪、小型特殊自動車

	区 分	税 額
原付	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円

	区 分	税 額
軽2輪(125cc超250cc以下)	小型2輪(250cc超)	6,000円
	小型特殊	2,400円
	農耕作業用 その他のもの	5,900円

軽自動車

区 分			平成27年4月1日以降の新車				平成27年3月31日までに 初度検査を受けた軽自動車	
			①標準税率	②グリーン化特例(軽課) (取得の翌年度分に限る。)			右記 (経年車) 以外のもの	③経年車重課 (初度検査 から13年 超の経年 車)
				概ね75% 軽減(※1)	概ね50% 軽減(※2)	概ね25% 軽減(※3)		
四輪以上のもの	〔家用〕	乗用のもの	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	7,200円	12,900円
		貨物用のもの	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	4,000円	6,000円
	〔営業用〕	乗用のもの	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	5,500円	8,200円
		貨物用のもの	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	3,000円	4,500円
	三輪のもの		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	3,100円	4,600円

①標準税率

平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから標準税率が適用されます。

②グリーン化特例(軽課)

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽4輪車等(3輪以上の軽自動車)の税額を翌年度のみ軽減することになります。

※1 電気自動車等

※2 乗 用…平成17年排出ガス基準75%低減達成かつH32年度燃費基準+30%達成車
貨物用…平成17年排出ガス基準75%低減達成かつH27年度燃費基準+35%達成車

※3 乗 用…平成17年排出ガス基準75%低減達成かつH32年度燃費基準+10%達成車
貨物用…平成17年排出ガス基準75%低減達成かつH27年度燃費基準+15%達成車

③経年車重課

最初の新規検査(初度検査年月)から13年を経過した軽4輪車等について、重課税率が適用されます。(初度検査年月は「自動車検査証」にて確認できます。)

申告場所

軽自動車等を取得した場合は15日以内に廃車等は30日以内に下記の場所へ届け出てください。

原動機付自転車(125cc以下) のオートバイ、ミニカー、小型特殊自動車	宮野湾市役所税務課 ☎893-4411 (内線221~223)
125ccを超え、 250cc以下のオートバイ 軽自動車	全国軽自動車協会連合会 沖縄事務所 ☎050-3816-3126
二輪の小型自動車 (250ccを超える)	沖縄総合事務局 陸運事務所 ☎050-5540-2091

市役所での申告に必要なもの

種別	手 続 き に 必 要 な も の
新規	- 譲渡証明書、廃車証明書、販売証明書のうち、いずれか1つ - 印鑑 ● 自賠責保険証明書 - 申請者の本人確認ができる書類(運転免許証等)
名義変更	- 標識交付証明書 ● 新・旧両名義人の印鑑 - 自賠責保険証明書 - 申請者の本人確認ができる書類(運転免許証等)
住所変更	▶ 市外転出の場合 - 標識交付証明書 ● 印鑑 ● ナンバープレート - 申請者の本人確認ができる書類(運転免許証等) ▶ 市内住所変更 - 標識交付証明書 ● 印鑑 ● 自賠責保険証明書 - 申請者の本人確認ができる書類(運転免許証等)
抹消	- 標識交付証明書 ● 印鑑 ● ナンバープレート - 申請者の本人確認ができる書類(運転免許証等)

※注意…未成年者の場合は、申請書の右下にある親権者の同意書の記入・押印が必要です。

軽自動車の減免

対象となる軽自動車

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳を所持する者(以下、手帳所持者と記載)が所有する軽自動車または手帳所持者と生計を一にする者が所有する軽自動車。手帳所持者本人が運転または手帳所持者のために使用することが条件となります。

申請期限は、毎年納期限までとなります。

手続きに必要なもの

身体障害者手帳等、減免申請書、印鑑(認印可)、運転される方の運転免許証、車検証、マイナンバーの通知カードまたは個人番号カード、軽自動車税納税通知書

納期

軽自動車税の納期は5月31日(ただし、31日が土曜日・日曜日の場合は翌営業日)までとなります。

*軽自動車税には、自動車税とは異なり月割課税制度はなく、4月2日以降に廃車や名義変更等をしても当該年度の税金は全額納めていただくことになります。

市たばこ税

問>税務課市民税係 ☎893-4411(内線228)

市たばこ税は、卸売販売業者等が市内の小売業者に売り渡したたばこに対して課税され、市の重要な財源の一つとなっています。

納税義務者

国産たばこの製造者・特定販売業者・卸売販売業者

税率

製造たばこ(旧3級品を除く)		
区分	税 目	税率(1,000本あたり)
地方税	市たばこ税	5,262円
	県たばこ税	860円
国税	たばこ税(特別税を含む)	6,122円

旧3級品の製造たばこ						
区分	税目	税率(1,000本あたり)				
		現行	H28.4.1から	H29.4.1から	H30.4.1から	H31.4.1から
地方税	市たばこ税	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円
	県たばこ税	411円	481円	551円	656円	860円
国税	たばこ税(特別税を含む)	2,906円	3,406円	3,906円	4,656円	6,122円

※「旧3級品の製造たばこ」とは、「わかば」「エコー」「しんせい」「ゴールデンバット」「ウルマ」「バイオレット」の紙巻たばこ6銘柄です。
※平成27年度税制改正に伴い、旧3級品の製造たばこに係る特例税率が段階的に廃止されました。(平成28年4月1日～平成31年4月1日までに、4段階で税率が引き上げられます)

入湯税

問>税務課市民税係 ☎893-4411(内線228)

入湯税について

入湯税は環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、入湯客に課す目的税です。

税率

1人1日当たり150円

税務課で受け付けする届け出

次の場合には届け出をしてください。

- 法人の事業の開始、変更、廃止等のとき（個人事業を除く）
- 住民税の納税義務者が賦課期日（その年の1月1日）以降にお亡くなりになられた場合は、税務課へ相続人代表者指定届書の提出をお願いします。

税務関係証明書

問>税務課税制係 ☎ 893-4411 (内線221~223)
納税課 ☎ 893-4411 (内線255~257)

区分		手数料	請求窓口
所得関係			
所得課税証明	1件につき	300円	税務課 (内線 221～223)
扶養証明		300円	
営業証明		300円	
その他所得関係証明		300円	
資産関係 (物件5件以内1枚)			
資産証明	1件につき	300円	税務課 (内線 221～223)
評価証明		300円	
公課証明		300円	
無資産証明		300円	
住宅家屋証明		1,300円	
その他資産関係証明		300円	
納税関係			
納税証明	1件につき	300円	納税課 (内線 255～257)
滞納のない証明 (完納証明)		300円	
車検用納税証明書(軽自動車税)		無料	

※各種税務証明の請求について
(納税義務者等の情報を保護するために、証明請求者の本人確認を行っております。)

①納税者本人が請求する場合

納税義務者本人を確認できる書類 (運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、納税通知書等)

②法律で規定された者が請求する場合 (借地、借家人等)

借地、借家人等法律で規定されたものであることの証明できる書類 (賃貸契約書等) 及び借地、借家人等の本人を確認できる書類

③代理人が請求する場合

納税義務者からの委任状と代理人本人を確認できる書類 (所得関係証明の請求については、納税義務者本人と生計を一にする配偶者及び親族は、納税義務者本人と同様に扱う)

固定資産税

問>税務課 ☎ 893-4411 (内線229-231)

課税される人

毎年1月1日現在、宜野湾市内に土地、家屋、償却資産を所有している人に課税されます。

土地と家屋の評価額は3年に一度評価替えが行われます

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。このようにして決定された価格や課税標準額は固定資産課税台帳に登録されます。

固定資産税の税率

土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計に対して1.4%となります。

課税されない固定資産 (免税点)

課税標準額の合計が、土地は30万円未満、家屋は20万円未満、償却資産は150万円未満の場合は課税されません。

固定資産に関する届け出

各種届け出、申告の際には、必ず印鑑をお持ちください。また、届け出によっては、添付書類が必要です。税務課に問い合わせてください。

①納税管理人の申告

固定資産税を納める義務のある方が市外に転出するときは、本人に代わり納税をする納税管理人を設定する必要があります。

②相続人代表者指定届

固定資産税の納税義務者が死亡した場合には、相続人の中から納税される方を代表者として届け出てください。

③家屋所有者名義変更

登記されていない家屋が、売買、贈与、相続等で所有者が変わったときには、届け出が必要です。

④家屋の滅失申告

家屋を取り壊したときは申告が必要です。なお、登記されている家屋の場合には法務局への滅失登記の手続きも必要です。

⑤家屋の新築、増築申告

家屋を新築、増築した場合には、法務局への登記申請が義務付けられています。なお、都合で登記が遅れる場合には、家屋申告書を提出してください。

⑥住宅用地の申告

新たに住宅用地となった場合 (地目変更等) には、住宅用地の特例 (評価の1/6、1/3課税の特例) の対象になります。また、住宅の増改築、取り壊し等で土地の利用状況が変わったときにも申告してください。

⑦固定資産税の減免申請 (宜野湾市固定資産税の減免取扱要綱)

- (ア) 貧困減免…貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (イ) 公益減免…公益のために直接専用する固定資産 (有料で使用するものを除く)
- (ウ) 災害減免…市の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (エ) その他減免…公益上の事由により特に必要があると認められるもの

市税の納期等

問>納税課 ☎ 893-4411 (内線255~257)

主な市税の納期は次の通りです。

税目・月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
市たばこ税	毎月	----->										
市県民税 (特別徴収)	毎月	----->										
法人市民税	随時											

税金の納付場所

- ①市役所内金融機関出張所、②琉球銀行、③沖縄銀行、④沖縄海邦銀行、⑤コザ信用金庫、⑥沖縄県労働金庫、⑦沖縄県農業協同組合、⑧全国の郵便局及びゆうちょ銀行

⑨コンビニエンスストア (バーコードが印字されている納付書に限り)

ファミリーマート、ローソン等

口座振替

市税は、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。税金の納付場所②~⑧の金融機関でお申し込みください。

申し込み時に必要なもの

▶口座振替依頼書

- 納税通知書内に添付されています。
- 納税課窓口・市内金融機関にも備え付けてあります。

▶納税通知書

▶預金通帳

▶銀行届出印